

空き家に付随する農地制度の創設 ～空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ～

移住定住施策の一環として、空き家に付随する農地を取得する場合に、農地法に規定する規制を緩和し、農地取得のための下限面積を引き下げ、農地を取得しやすくする制度を創設する。

1 目的

売買の難しい空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げることで、農業をしたい移住者の選択肢を拡大し、市外からのU I ターン者などの移住定住を促進するとともに、遊休農地の発生防止、解消および農村環境保全を図る。

2 制度内容

(1) 設定（下限）面積

1 m²～

※ 現在の下限面積は 4,000 m²

(2) 対象者

以下のすべての要件を満たすもの

- ア 市外からの移住者（市内に移住してから3年以内）
- イ 空き家および当該空き家に付随する農地を同時に購入する者（空き家購入後、1年以内に購入するものまでを対象とする）
- ウ 購入した農地で常時農作業に従事することができる者

(3) 対象農地

1筆ごとの指定とし、以下のすべての要件を満たすもの

- ア 空き家に付随する農地
- イ 市外から市内への移住者の就農を促進するために適当と認められる面積の農地（家庭菜園等、農地取得者が生産した農産物を自家消費できる程度の面積）
- ウ 現在、耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない農地、または、今後、耕作されないことが予想される農地
- エ 地域の他の農業経営に影響を与える可能性がない農地
- オ その他農地法第3条の権利移転要件を満たす農地

《参考》農地法第3条の概要

以下のすべての要件を満たすもの

- a 農地のすべてを効率的に利用して耕作すること（すべて効率利用要件）
- b 取得後の農地面積の合計が基準面積以上であること（下限面積要件）
- c 農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- d 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 今回、bの要件のみ緩和する。

3 制度開始日

平成29年4月21日（金）

4 申込み

農業委員会事務局に申し込む。なお、申込みには必ず事前協議が必要。